

2019年6月7日

各位

ENEOSグローブエナジー株式会社

## 家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収の受領及び対応について

当社(社長:宇田川博文)は、全国54事業所において、2015年4月から2019年3月までの間、お客様よりお引き取りいたしました特定家庭用機器廃棄物(家電4品目)3,735台を不適正に処理していた件に関して、本日、経済産業省及び環境省より家電リサイクル法第16条第1項及び第52条に基づく勧告及び報告徴収を受けました。

関係者の皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしました事、深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事を起こさぬよう、家電リサイクル法の遵守を徹底して参ります。

### 記

#### 1. 経緯

今回、経済産業省並びに環境省より、発令された報告徴収を受けて、社内調査を実施いたしました結果、全国54事業所において、お客様からお引き取りいたしました家電4品目に該当する廃棄物を製造業者等以外の者(産業廃棄物処理業者や不用品回収業者)へ不適正に引き取らせる等の処理を行い、家電リサイクル法第10条に違反していたことが判明いたしました。

尚、この調査事実を2019年5月24日付にて経済産業省並びに環境省へ報告いたしました。

#### 2. 今後の対応

当社といたしましては、管理体制が不十分であったことを重く受け止め、社長を委員長とする対策委員会を立ち上げ、調査結果に基づき、判明した原因を踏まえ、実効性のある再発防止策を実施して参ります。

具体的には、全社員向け通知による注意喚起、教育ツールの作成や階層別教育研修の継続的な実施、事業所での担当者選任等による社内管理体制の強化に努めて参ります。

以上

<お問い合わせ先>

経営企画室:03-3597-5420